

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（気象等の条件の見直しに伴うⅢ章変更）に係る面談
2. 日時：令和5年11月14日（火）13時30分～15時15分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
森審査班長、石井安全審査官、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当3名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当6名（Web会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（気象等の条件の見直しに伴うⅢ章変更）について、資料に基づき、主に本年10月2日の面談において指摘した事項に対する回答の説明があった。

○原子力規制庁は、説明を受けた内容について、主に以下のコメントを伝えた。

- 5、6号機の放出源（排気筒）の有効高さを0mとする考え方については、まとめ資料に反映して示すこと。
- 本申請によって実効線量の再評価を要する施設・設備が網羅的に整理されているかを確認し、未反映の施設・設備があれば再評価を実施の上でまとめ資料へその内容を反映すること。
- 排気筒高さ付近の風向・風速観測については、1999年に超音波風向風速計からドップラーソーダへ変更したとしているが、変更理由を示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項についてへの適合性について（実効線量の評価に用いる気象条件、評価方法及び評価条件の変更に伴う敷地境界線量等の変更並びに放射性気体廃棄物の管理に関する変更）
- 5、6号機の線量評価に用いる有効高さについて
- 気象条件及び評価方法等の変更に伴う再評価結果
- 指摘事項リスト（まとめ資料へ反映箇所）

以上